

平成29年1月21日

徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 御中
徳島市長 遠藤彰良 殿

大阪市北区西天満3丁目4番6号
西天満コートビル3階 坂和総合法律事務所
TEL 06-6364-5871 FAX 06-6364-5820
新町西地区市街地再開発組合 代理人
弁護士 坂和章平
弁護士 坂和宏展

回 答 書

前略。当職らは、新町西地区市街地再開発組合（以下、当組合といいます）の代理人として、貴市に対し、貴市の平成29年1月13日付まち発第4号「申し入れについて（回答）」（以下、貴市回答書といいます）について、下記の通り回答します。

記

- 1 貴市回答書によれば、結局のところ、貴市が当組合との間で新町西地区のまちづくりについて協議を行うためには、当組合が現計画の「白紙撤回」を受け入れることが必須であり、貴市は、当組合が「白紙撤回」を受け入れない限り、一切の協議に応じないということであると理解されます。
- 2 しかし、当組合は、貴市との協議を行うために「白紙撤回」を受け入れる考えはありません。
- 3 既に平成28年11月22日付申入書でも記載したとおり、当組合としては「本件再開発事業（現計画）と貴市公表案との優劣について、堂々と公開の場で論争していく」よう申し入れ、そのための協議を求めているものです。これに対し、貴市が、協議を行うための条件として当組合が「白紙撤回」を受け入れるよう要求するのは、現計画と貴市公表案の優劣の比較ではなく、あくまで貴市公表案についてのみの「協議」を行いたいという姿勢であって、優劣の論争を回避するものに他なりません。貴市が、真に貴市公表案が現計画より優れていると考えるのであれば、それを協議の場で主張すればよいところ、新町西地区のまちづくりにおける最大の当事者である当組合との論争をただ回避しようとする貴市の姿勢は遺憾と言わざるを得ません。
- 4 当組合は、あくまで上記の趣旨で「協議」を求めるものであり、そのために話し合いの場を設けることについてはいつでも応諾しますので、その旨本書により改めて明確にしておきます。

以 上

差出人 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3丁目4番6号西天満コートビル3階坂和総合法律事務所

弁護士 坂和章平

受取人 〒770-8571
徳島県徳島市幸町2丁目5

徳島市役所 御中

徳島市長 遠藤彰良殿

この郵便物は平成29年1月21日
第10275992322号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2017012110070700100000号

1 / 1頁

郵便認証司

29. 1. 21

郵 東 市
29. 1. 21
8-12

+
=簡易書留=

〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3丁目4番6号
西天満コートビル3階
坂和総合法律事務所

弁護士 坂和 章平様



326-61-16189-0

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

複写

複写

複写

+
複写
+



受付通番：2017012110070700100000 号